



一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月15日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（12月15日付）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 ^{すずき} ^{せつお} 鈴木 節夫 (登録番号 第 153777 号)

① 処分の内容

令和 6 年 6 月 1 日から業務停止 1 月

② 処分の原因となった事実

福島県内の建築物について、有限会社桂設計（福島県知事登録第 13(910)0133 号）の業務に関し、設計者として、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条並びに消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反する設計（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 3 ロに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした延べ面積 2,022.84 m²である本件建築物について、延べ面積 1,400 m²以上であることから屋内消火栓設備を設置しなければならないにもかかわらず屋内消火栓設備を設置せず、同令第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき延べ面積が 2,000 m²以下の場合に屋内消火栓設備に代えて設置することができるパッケージ型消火設備を設置する設計）を行った。また、本件建築物について、有限会社桂設計の業務に関し、虚偽の確認済証を作成し、消防署へ提出した。

2 ^{いとう} ^{しゅういち} 伊藤 秀一 (登録番号 第 351455 号)

① 処分の内容

令和 6 年 6 月 1 日から業務停止 14 日

② 処分の原因となった事実

山口県内の建築物（2 物件）について、伊藤建築の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 8 項の規定に違反し、同条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。

3 ^{おおはし} ^{やすひろ} 大橋 康浩 (登録番号 第 236145 号)

① 処分の内容

令和 6 年 6 月 1 日から業務停止 14 日

② 処分の原因となった事実

岐阜県内の建築物について、大橋設計（愛知県知事登録(い-1)第 9542 号) の業務に関し、代理者、設計者及び工事監理者として、虚偽の確認済証を作成し、その写しを工事施工者に渡した。

以上